

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例（案）の概要

宍 粟 市

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例（案）の概要

1 目的

この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する個人情報の提供に関し、平常時における個人情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

【説明】

近年、災害弱者といわれる高齢者や障がいのある方などが災害で犠牲となる事案が全国で発生しています。この条例は、こういった自力で避難することができない避難行動要支援者を災害時、地域住民によって安全に避難させたり安否確認をしたりできるように、事前に避難行動要支援者の個別避難計画や名簿といった個人情報を自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供し避難行動の支援をしていくことを目的としています。

平成25年6月及び令和3年5月に改正された災害対策基本法において、本人同意や市町村条例に特別な定めがある場合に、災害発生に備えた避難支援の実施等に必要限度で避難支援等関係者に名簿や個別避難計画情報を提供できるようになりました。また、兵庫県のひょうご防災減災推進条例（平成17年兵庫県条例第42号）においても、市町に対し、災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置の取組推進が明記されています。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難支援等関係者 消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (4) 個人情報 法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報及び法第49条の14第3項の規定により、個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。
- (5) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (6) 個別避難計画 法第49条の14第1項の規定により作成した避難支援等を実施するため作成した計画をいう。
- (7) 避難支援等実施者 法第49条の14第3項第1号に規定する避難支援等実施者をいう。

【説明】

本条例で使用する各用語の定義を定めています。

1 避難行動要支援者

法に基づく「避難行動要支援者」として、宍粟市地域防災計画及び宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例施行規則で次のように規定します。

生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（１）～（６）の人を避難行動要支援者に位置づける。

- （１）要介護認定３～５
- （２）身体障害者手帳１、２級
- （３）療育手帳Ａ
- （４）精神障害者保健福祉手帳１級
- （５）難病認定者
- （６）市または自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 避難支援等

法に基づく「避難支援等」として、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための必要な措置をいいます。

3 避難支援等関係者

次の者を避難支援等関係者として扱います。

- （１）消防署
- （２）警察署
- （３）民生委員・児童委員…当該避難行動要支援者が属する自治会の担当委員
- （４）社会福祉協議会
- （５）自主防災組織…当該避難行動要支援者が属する自治会で編成する組織
- （６）避難支援者…当該避難行動要支援者宅の近隣の人
- （７）介護支援専門員…当該避難行動要支援者の担当介護支援専門員
- （８）相談支援専門員…当該避難行動要支援者の担当相談支援専門員

4 個人情報

避難行動要支援者名簿または個別避難計画に記載されている避難行動要支援者及び避難支援者に関する情報をいいます。

5 避難行動要支援者名簿

法に基づく「避難行動要支援者名簿」として、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由などが記載されたものをいいます。

6 個別避難計画

法に基づく「個別避難計画」として、避難行動要支援者名簿に記載された情報のほか避難支援者情報や避難経路などより詳細な情報が記載された避難支援等を実施するた

めのものをいいます。

7 避難支援等実施者

法に基づく「避難支援等実施者」として、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいいます。

3 個人情報の提供

- 1 市長は、法第 49 条の 11 第 2 項ただし書に規定する同意を本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）及び法第 49 条の 15 第 2 項ただし書に規定する同意を当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項において「避難行動要支援者等」という。）に求めた場合において、当該本人により同意をしない旨の意思が明示されなかったときは、同項の規定により、避難支援等関係者に対し、当該個人情報を提供するものとする。
- 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第 49 条の 11 第 3 項及び法第 49 条の 15 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者及び当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることなく、個人情報を提供することができる。

【説明】

1 は、避難行動要支援者等の個人情報の提供は本人同意を原則としますが、同意や不同意の意思表示が明示されなかった場合においては、同意として取り扱う（推定同意）規定を設けています。この項目が、災害対策基本法やひょうご防災減災推進条例で市町の取組として求められている条文となります。

2 は、災害対策基本法のとおり、災害発生、又は発生するおそれがある場合は本人同意がなくても個人情報の提供ができると明記しています。災害が発生するおそれがある場合は、気象警報発表又はそれに準ずる状態をさします。

4 個人情報に係る管理状況の報告等

市長は、提供した個人情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条の規定により個人情報の提供を受けた者（以下「個人情報被提供者」という。）に対し、当該個人情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該個人情報の管理状況を検査することができる。

【説明】

本条例により提供する情報はその性格上、個人情報保護を大前提に適切な管理、使用が求められます。定期的に管理状況の報告を求めるとともに、個人情報被提供者の個人情報管理に疑義がある場合には報告や検査の実施を可能とします。

5 個人情報の漏えいの防止のための措置

個人情報被提供者は、提供を受けた個人情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

【説明】

個人情報被提供者は、個人情報の漏えい防止の責務があります。情報提供を受ける際には、誓約書の提出や鍵のかかる場所での保管等適切な措置を求めています。

6 利用及び提供の制限

個人情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

【説明】

個人情報被提供者による個人情報の目的外利用や第三者への提供がなされないよう、利用と提供の制限を明記しています。

7 守秘義務

個人情報被提供者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個人情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第 49 条の 13 及び法第 49 条の 17 の規定により、正当な理由がなく、当該個人情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【説明】

個人情報被提供者は、避難支援等に直接関わることとなり、様々な個人情報に触れることとなりますが、個人に関する秘密は守らなければなりません。このことは災害対策基本法第 49 条の 13 及び同法 49 条の 17 においても明記されています。

8 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

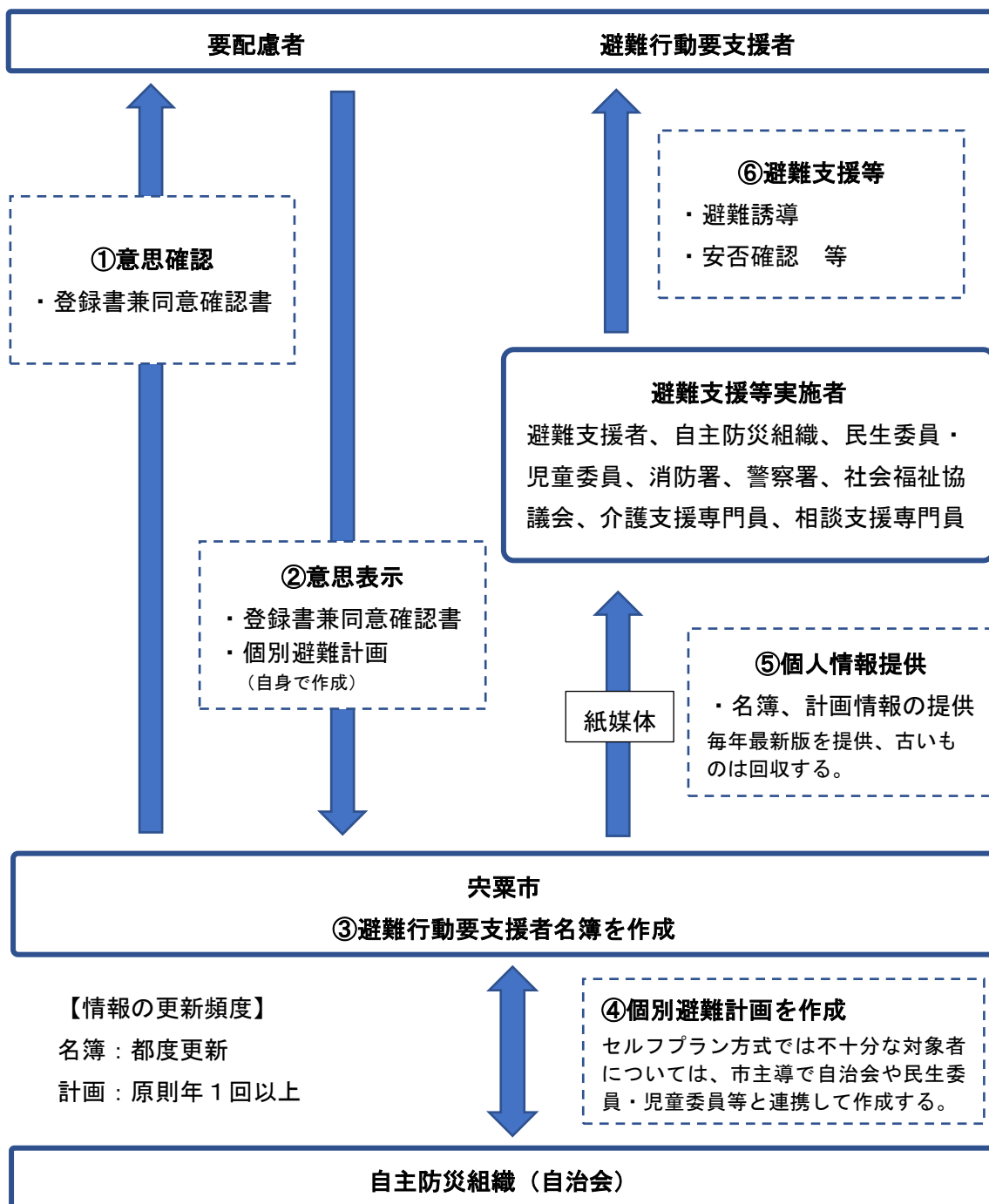
【説明】

この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとします。

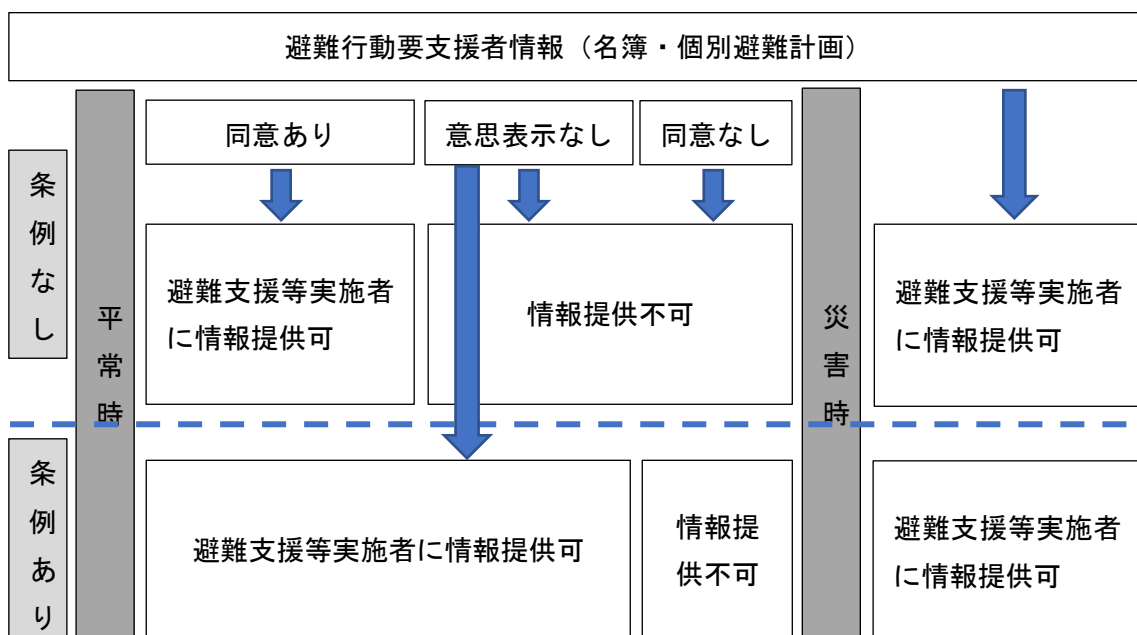
○条例制定後の避難行動要支援者情報の提供と回収のイメージ

市が定義する状態の要配慮者へ個人情報提供について、宍粟市避難行動要支援者登録書兼同意確認書で確認する。その際、同意者には原則セルフプラン方式で計画を作成してもらう。意思表示を基に避難行動要支援者名簿を作成。その内、公的福祉サービス利用者については市と自治会、民生委員・児童委員等が連携して個別避難計画を作成する。

作成した個人情報は避難支援等実施者へ年1回提供し、その際、古い情報は回収する。



○条例の有無による違い（イメージ図）



○今後のスケジュール

- 令和4年 6～7月 宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例（案）に係る意見公募
- 8月頃 意見公募実施結果公表
- 9月 宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例（案）を議会へ提出
- 制定後 広報紙、市ホームページ等で周知
対象者へ同意確認書等の発送